# 耐用年数表（主な減価償却資産）

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表、償却率は別表第八（定額法）によります。2026年11月13日に確かめた値です。

| 資産 | 別表の種類 | 構造・用途 | 細目 | 耐用年数 | 定額法の償却率 |
|---|---|---|---|---|---|
| パソコン（サーバー用を除く） | 器具及び備品 | ２ 事務機器及び通信機器 | 電子計算機　パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） | 4年 | 0.250 |
| サーバー・その他の電子計算機 | 器具及び備品 | ２ 事務機器及び通信機器 | 電子計算機　その他のもの | 5年 | 0.200 |
| スマートフォン・タブレット（電子計算機として扱う場合） | 器具及び備品 | ２ 事務機器及び通信機器 | 電子計算機　パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） | 4年 | 0.250 |
| 複合機・コピー機 | 器具及び備品 | ２ 事務機器及び通信機器 | 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの | 5年 | 0.200 |
| 普通自動車（乗用車） | 車両及び運搬具 | 前掲のもの以外のもの | 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）　その他のもの　その他のもの | 6年 | 0.167 |
| 軽自動車（総排気量0.66リットル以下） | 車両及び運搬具 | 前掲のもの以外のもの | 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）　小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） | 4年 | 0.250 |
| トラック・貨物自動車（ダンプ式以外） | 車両及び運搬具 | 前掲のもの以外のもの | 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）　その他のもの　貨物自動車　その他のもの | 5年 | 0.200 |
| トラック（ダンプ式） | 車両及び運搬具 | 前掲のもの以外のもの | 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）　その他のもの　貨物自動車　ダンプ式のもの | 4年 | 0.250 |
| バイク（二輪・三輪自動車） | 車両及び運搬具 | 前掲のもの以外のもの | 二輪又は三輪自動車 | 3年 | 0.334 |
| 自転車 | 車両及び運搬具 | 前掲のもの以外のもの | 自転車 | 2年 | 0.500 |
| エアコン（家庭用・壁掛け・ウインドー型） | 器具及び備品 | １ 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 冷房用又は暖房用機器 | 6年 | 0.167 |
| 業務用エアコン（ダクト式、冷凍機22kW以下） | 建物附属設備 | 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 | 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） | 13年 | 0.077 |
| 業務用エアコン（ダクト式、冷凍機22kW超） | 建物附属設備 | 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 | その他のもの | 15年 | 0.067 |
| 電気設備（照明設備を含む） | 建物附属設備 | 電気設備（照明設備を含む。） | その他のもの | 15年 | 0.067 |
| 給排水・衛生設備、ガス設備 | 建物附属設備 | 給排水又は衛生設備及びガス設備 |  | 15年 | 0.067 |
| 店用簡易装備 | 建物附属設備 | 店用簡易装備 |  | 3年 | 0.334 |
| 可動間仕切り（簡易なもの） | 建物附属設備 | 可動間仕切り | 簡易なもの | 3年 | 0.334 |
| 可動間仕切り（その他のもの） | 建物附属設備 | 可動間仕切り | その他のもの | 15年 | 0.067 |
| 看板・ネオンサイン | 器具及び備品 | ５ 看板及び広告器具 | 看板、ネオンサイン及び気球 | 3年 | 0.334 |
| その他の広告器具（金属製以外） | 器具及び備品 | ５ 看板及び広告器具 | その他のもの　その他のもの | 5年 | 0.200 |
| その他の広告器具（主として金属製） | 器具及び備品 | ５ 看板及び広告器具 | その他のもの　主として金属製のもの | 10年 | 0.100 |
| 事務机・いす・キャビネット（その他のもの） | 器具及び備品 | １ 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 事務机、事務いす及びキャビネット（その他のもの） | 8年 | 0.125 |
| 事務机・いす・キャビネット（主として金属製） | 器具及び備品 | １ 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 事務机、事務いす及びキャビネット（主として金属製のもの） | 15年 | 0.067 |
| ソフトウエア（その他のもの） | ソフトウエア |  | その他のもの | 5年 | 0.200 |
| 冷蔵庫・洗濯機など | 器具及び備品 | １ 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 | 6年 | 0.167 |
| テレビ・オーディオ機器 | 器具及び備品 | １ 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 | 5年 | 0.200 |
| カメラ・映写機 | 器具及び備品 | ４ 光学機器及び写真製作機器 | カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 | 5年 | 0.200 |
| 電話設備その他の通信機器 | 器具及び備品 | ２ 事務機器及び通信機器 | 電話設備その他の通信機器　その他のもの | 10年 | 0.100 |
| 木造の住宅・店舗 | 建物 | 木造又は合成樹脂造のもの | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 22年 | 0.046 |
| 木造の事務所 | 建物 | 木造又は合成樹脂造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 24年 | 0.042 |
| 木造の飲食店 | 建物 | 木造又は合成樹脂造のもの | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | 20年 | 0.050 |
| 木造の工場・倉庫 | 建物 | 木造又は合成樹脂造のもの | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの（その他のもの） | 15年 | 0.067 |
| 鉄筋コンクリート造の住宅 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 47年 | 0.022 |
| 鉄筋コンクリート造の事務所 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 50年 | 0.020 |
| 鉄筋コンクリート造の店舗 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 店舗用のもの | 39年 | 0.026 |

| 資産 | 別表の種類 | 構造・用途 | 細目 | 耐用年数 | 定額法の償却率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 鉄筋コンクリート造の飲食店 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの（延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの以外のもの） | 41年 | 0.025 |
| 鉄筋コンクリート造の工場・倉庫 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの（その他のもの） | 38年 | 0.027 |
| 重量鉄骨造の事務所（肉厚4mm超） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 38年 | 0.027 |
| 重量鉄骨造の住宅・店舗（肉厚4mm超） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 34年 | 0.030 |
| 重量鉄骨造の工場・倉庫（肉厚4mm超） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの（その他のもの） | 31年 | 0.033 |
| 軽量鉄骨造の事務所（肉厚3mm超4mm以下） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 30年 | 0.034 |
| 軽量鉄骨造の住宅・店舗（肉厚3mm超4mm以下） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 27年 | 0.038 |
| 軽量鉄骨造の事務所（肉厚3mm以下） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 22年 | 0.046 |
| 軽量鉄骨造の住宅・店舗（肉厚3mm以下） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 19年 | 0.053 |
| 軽量鉄骨造の工場・倉庫（肉厚3mm以下） | 建物 | 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの（その他のもの） | 17年 | 0.059 |
| 蓄電池電源設備 | 建物附属設備 | 電気設備（照明設備を含む。） | 蓄電池電源設備 | 6年 | 0.167 |
| その他の建物附属設備（主として金属製） | 建物附属設備 | 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | 主として金属製のもの | 18年 | 0.056 |
| その他の建物附属設備（金属製以外） | 建物附属設備 | 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | その他のもの | 10年 | 0.100 |
| 広告塔・野立看板（金属造） | 構築物 | 広告用のもの | 金属造のもの | 20年 | 0.050 |
| 広告塔・野立看板（金属造以外） | 構築物 | 広告用のもの | その他のもの | 10年 | 0.100 |
| 舗装（コンクリート・ブロック・れんが・石敷） | 構築物 | 舗装道路及び舗装路面 | コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの | 15年 | 0.067 |
| 舗装（アスファルト敷・木れんが敷） | 構築物 | 舗装道路及び舗装路面 | アスファルト敷又は木れんが敷のもの | 10年 | 0.100 |
| 緑化施設・庭園（工場緑化以外） | 構築物 | 緑化施設及び庭園 | その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。） | 20年 | 0.050 |
| 工場緑化施設 | 構築物 | 緑化施設及び庭園 | 工場緑化施設 | 7年 | 0.143 |
| へい（鉄筋コンクリート造） | 構築物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） | 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい | 30年 | 0.034 |
| へい（コンクリート造・コンクリートブロック造） | 構築物 | コンクリート造又はコンクリートブロツク造のもの（前掲のものを除く。） | 下水道、飼育場及びへい | 15年 | 0.067 |
| へい・フェンス（金属造） | 構築物 | 金属造のもの（前掲のものを除く。） | つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール | 10年 | 0.100 |
| その他の構築物（金属造） | 構築物 | 金属造のもの（前掲のものを除く。） | その他のもの | 45年 | 0.023 |
| その他の構築物（木造） | 構築物 | 木造のもの（前掲のものを除く。） | その他のもの | 15年 | 0.067 |
| 給湯器（据置きの機器として扱う場合） | 器具及び備品 | １ 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 | 6年 | 0.167 |
| スマートフォン（通信機器として扱う場合） | 器具及び備品 | ２ 事務機器及び通信機器 | 電話設備その他の通信機器　その他のもの | 10年 | 0.100 |
| 防犯カメラ（カメラとして扱う場合） | 器具及び備品 | ４ 光学機器及び写真製作機器 | カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 | 5年 | 0.200 |
| 太陽光発電設備 | 機械及び装置 | ５５ 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの | その他の設備　主として金属製のもの | 17年 | 0.059 |
| 太陽光発電設備（電気業として売電） | 機械及び装置 | ３１ 電気業用設備 | その他の設備　主として金属製のもの | 17年 | 0.059 |
| ソフトウエア（複写して販売するための原本） | ソフトウエア | | 複写して販売するための原本 | 3年 | 0.334 |